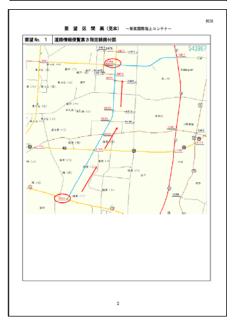
要望区間票作成のしかた

○要望区間票作成のしかた

- 1 枚目:要望箇所の道路を、インターネット等を利用した 地図(例:グーグルマップ等)から選び貼付け、 その区間の起点と終点の住所、交差点番号、交差 点名称、道路管理者、交通管理者を記載してくだ さい。
- ※起点と終点は明確に記載願います。
- ※都道府県名から記載してください。
- ※地図の枠外に、その区間を通行する際の「出発地」 「着地」の住所を記載してください。(特殊車両通行 許可証や申請の仮算定など経路のわかるものの添付が 望ましい。)
- 2 枚目: 1 枚目に指定された経路及び交差点番号について 道路情報便覧付図を添付する。
- ※基本的には都道府県トラック協会で作成してください。
- ※道路情報便覧付図は国土交通省のホームページ「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」から ダウンロードしてください。

最新は Ver.201603 (H28.4.20 現在) です。

※ダウンロードについてはここをクリックしてください。



- 3枚目:平面上で<u>道路が通行可能か判別できない場合には</u>、 必要に応じて立体的に把握できるよう<u>航空地図を</u> つけて下さい。(グーグルマップ等を活用)
- ※基本的には都道府県トラック協会で作成してください。 ※立体交差等、地図上でわかりにくい場合のみ添付してく ださい。



- ≫ 要望区間票(見本)
- ≫ 要望区間票 提出フォーム (ダウンロード)
- ※わかりやすい地図の添付をお願いします。

また、終点が発着地の場合(特に工場など)は、<u>手書きで構いませんが</u>、どこを通るのか判断 のできるもの、また道路名を必ず記入するようにしてください。(市町村道の場合は、各市町 村に確認をしてください)

※1つの経路に対して道路管理者(国、都道府県)が複数になる場合は、地図も道路管理者毎に 作成して下さい。

- ※作成方法等について不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。
- ○要望書作成の注意事項
 - 以下については、要望できません。
 - ①トンネル、高架橋等で物理的に不可能な区間を含む場合
 - ②「大型車進入禁止」など、禁止区間を含む場合
 - ③過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
 - ④生活道路等を含む場合(特に駅前、スクールゾーン、住宅街など)

(本件の問い合わせ先:全ト協 輸送事業部 竹内 TEL 03-3354-1038)